

ゼロからわかる！ はじめてのでんさい®

「でんさい®」は株式会社全銀電子債権ネットワークの登録商標です。

株式会社全銀電子債権ネットワーク
(でんさいネット)

2022年12月

商号	株式会社全銀電子債権ネットワーク（通称「でんさいネット」）
株主構成	一般社団法人全国銀行協会100%出資
開業日	2013年2月18日
参加金融機関数	495金融機関（2022年12月1日現在）
事業内容	全国銀行協会が設立する電子債権記録機関として電子記録債権を記録・流通させる社会インフラを全国的規模で提供する

でんさいとは (でんさいの特長)

1. 手形と同様の利用方法を採用

- 中小企業の資金調達の円滑化に資する最も汎用的な利用方法として、現行の手形と同様の利用方法を採用
- 手形の取引処分制度と類似の制度を整備

2. 取引金融機関を通じてサービスを利用

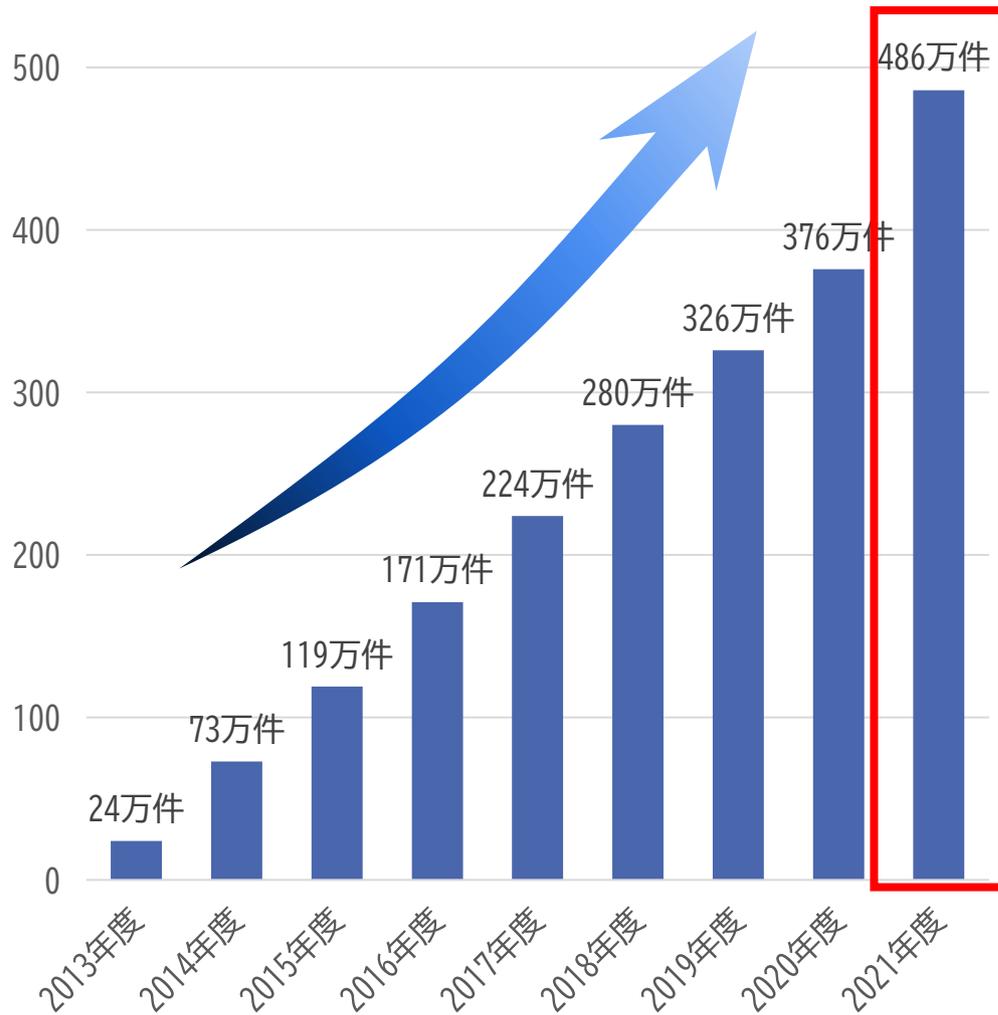
- 取引金融機関のインターネットバンキング（IB）・窓口で利用可能
- 既存口座から決済資金の引落・入金が可能（別口座での管理不要）

3. 全国の金融機関で利用可能

- 全国の銀行・信用金庫・信用組合等で利用が可能
- 相手先企業の取引金融機関を考慮する必要なし

普及状況(発生記録請求件数等)

でんさいの発生記録請求件数(単位：万件)の推移



手形利用者の意向調査

ちなみに

「手形をやめたい」

と答えた企業は



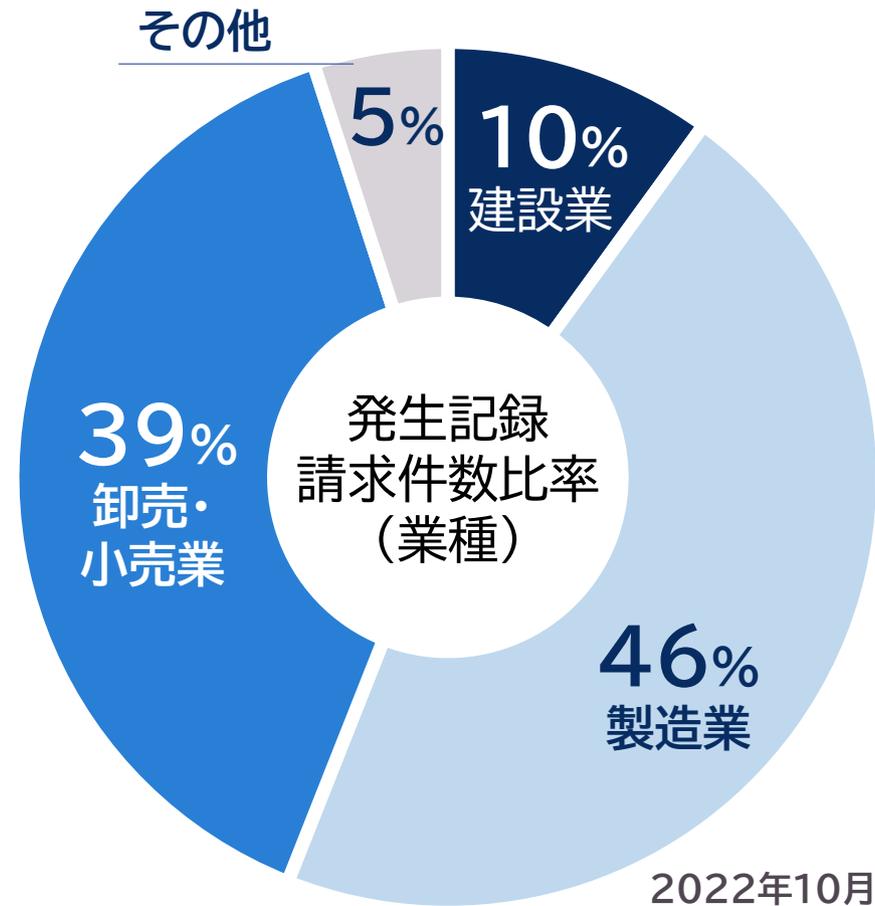
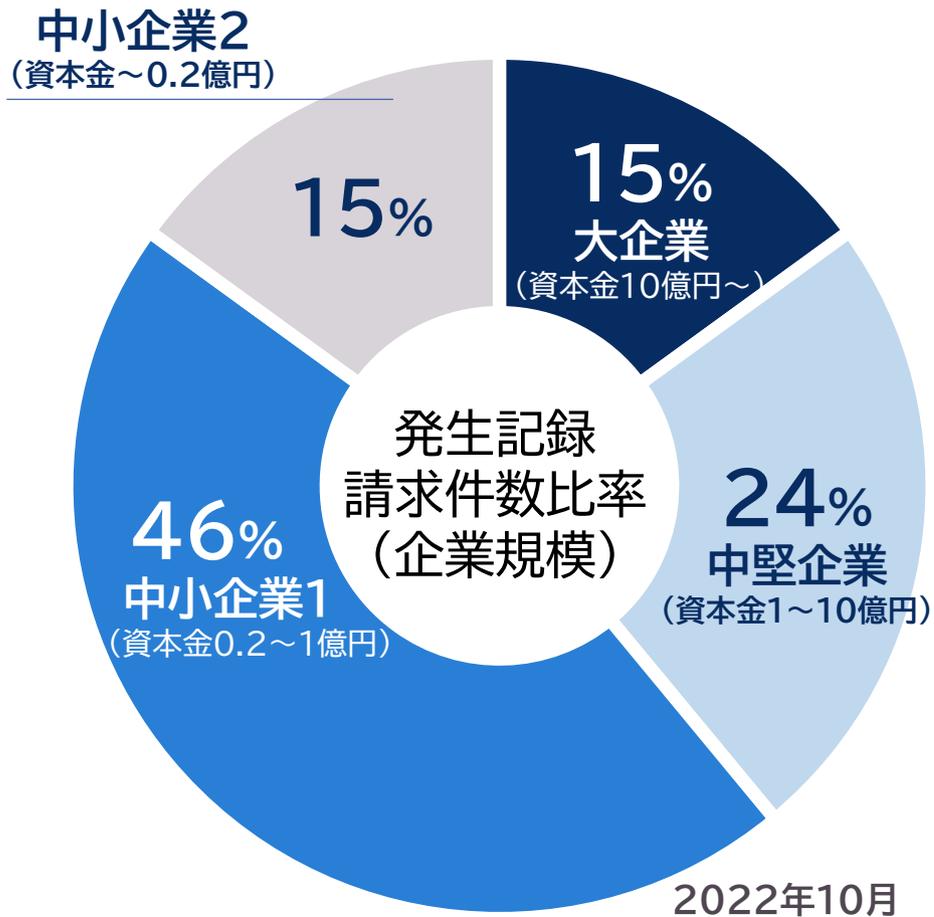
企業の約8割が手形をやめたいという意向調査結果があります。

多くの企業が手形から「でんさい」等電子的な手段へと切替を考えているのです。

(手形・小切手機能の電子化に関する検討会報告書から抜粋、2018年12月、全国銀行協会)

2 普及状況(企業規模・業種別)

企業規模・業種別の比率



1. コスト削減

手形・領収書の取扱いに係る印紙税・
郵送料等を削減

2. 事務負荷軽減

手形への記入・押印、
取立依頼等の事務負荷を軽減

3. リスク低減

手形と異なり、
盗難・紛失リスクを解消

4. 資金繰り円滑化

取引金融機関で支払期日前に資金化が可能[※]
必要な資金の分だけ分割して資金化が可能

※金融機関で取扱可否・審査基準・所要時間等が異なります。

メリット(①コスト削減：支払企業)

	手形	でんさい
変動費	手形用紙代	発生記録手数料 ※金融機関毎に設定されている (数百円の例が多い)
	手形印紙税:非課税～20万円	－(不要)
	手形郵送料:519円(一般書留) ※追加保証料:5万円ごとに21円	－(不要)
固定費	署名判印刷等	基本利用料(法人IB利用料)

※金融機関の手数料は各金融機関で異なります。弊社が設定しているものではありませんので、詳しくはお取引金融機関にお問い合わせください。

メリット(①コスト削減：受取企業)

	手形	でんさい
変動費	取立手数料	入金手数料 ※金融機関毎に設定されている (無料~数百円の例が多い)
	領収書印紙税:非課税~20万円	-(不要)
	領収書郵送料:404円(簡易書留)	-(不要)
固定費	損害保険(紛失/盗難)等	基本利用料(法人IB利用料)

※金融機関の手数料は各金融機関で異なります。弊社が設定しているものではありませんので、詳しくはお取引金融機関にお問い合わせください。

Point

「でんさい」に記録された決済結果で支払を確認できるため、当事者間の合意で領収書を不要にできます。また、領収書を発行する場合も、でんさい支払であることを記入すれば非課税になります。

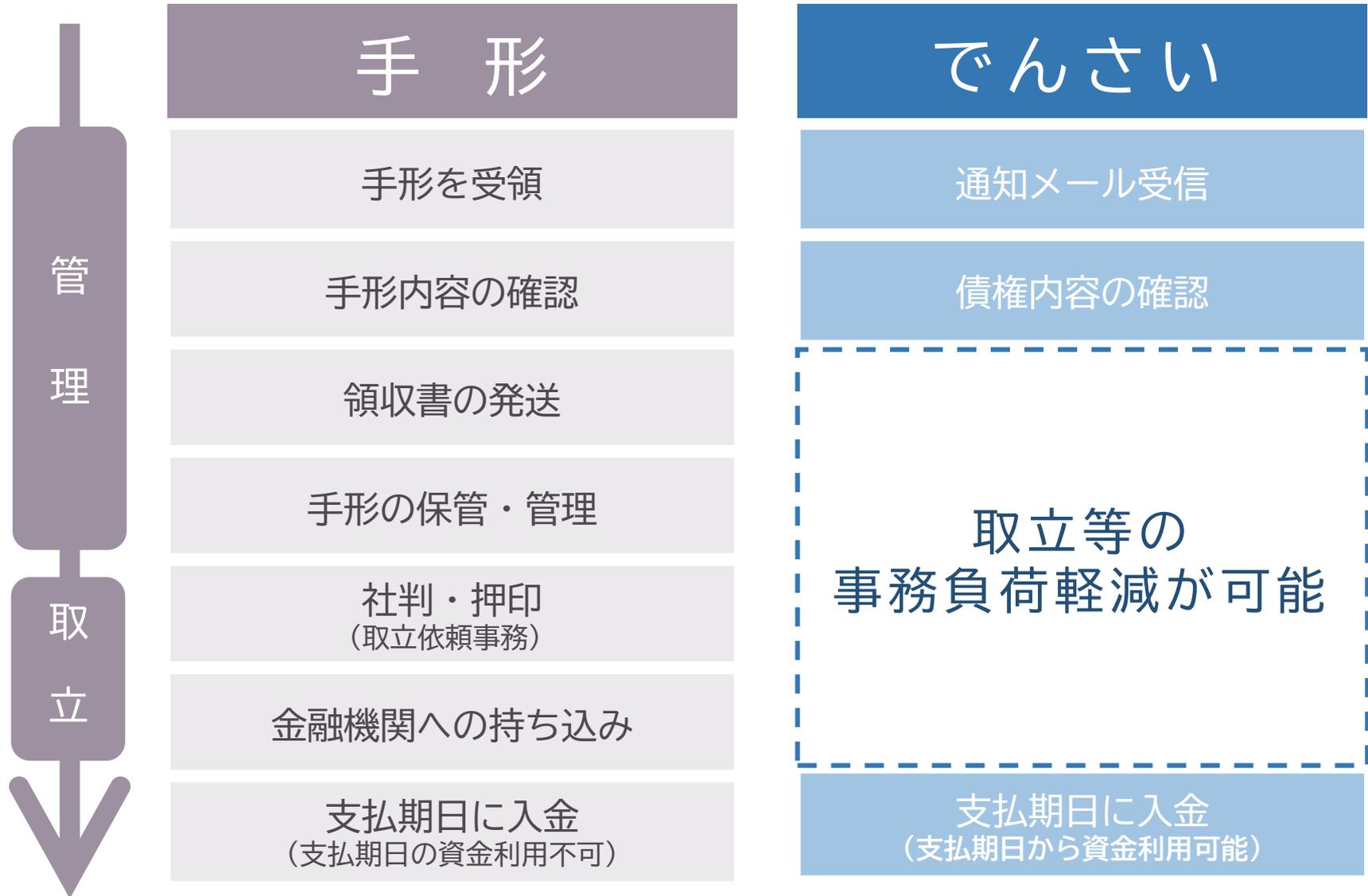
メリット(②事務負荷軽減：支払企業)

支払企業の事務の流れ



メリット(②事務負荷軽減：受取企業)

受取企業の事務の流れ

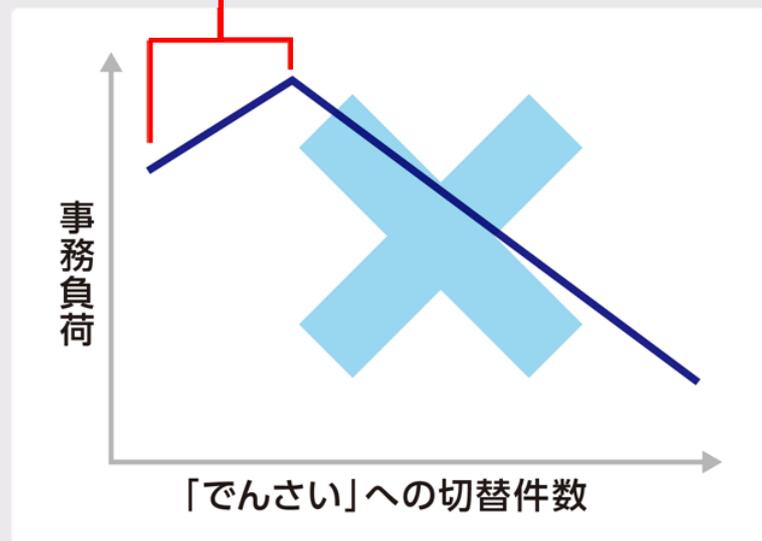
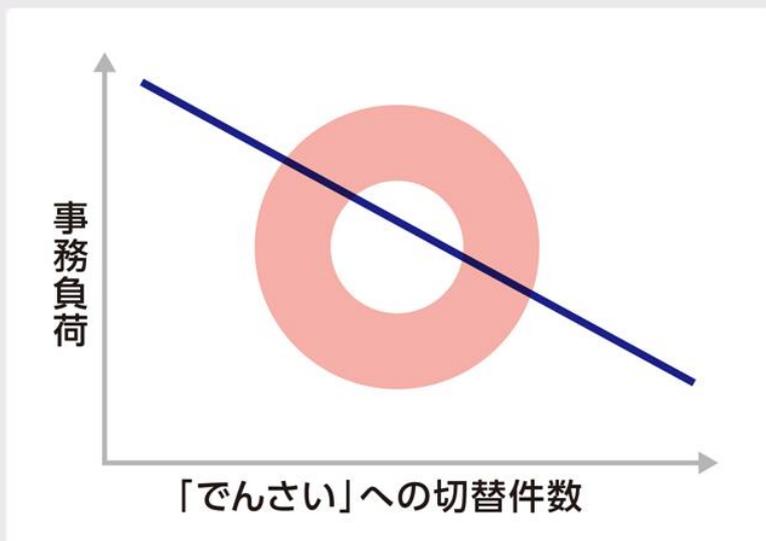


3

メリット(②事務負担軽減)

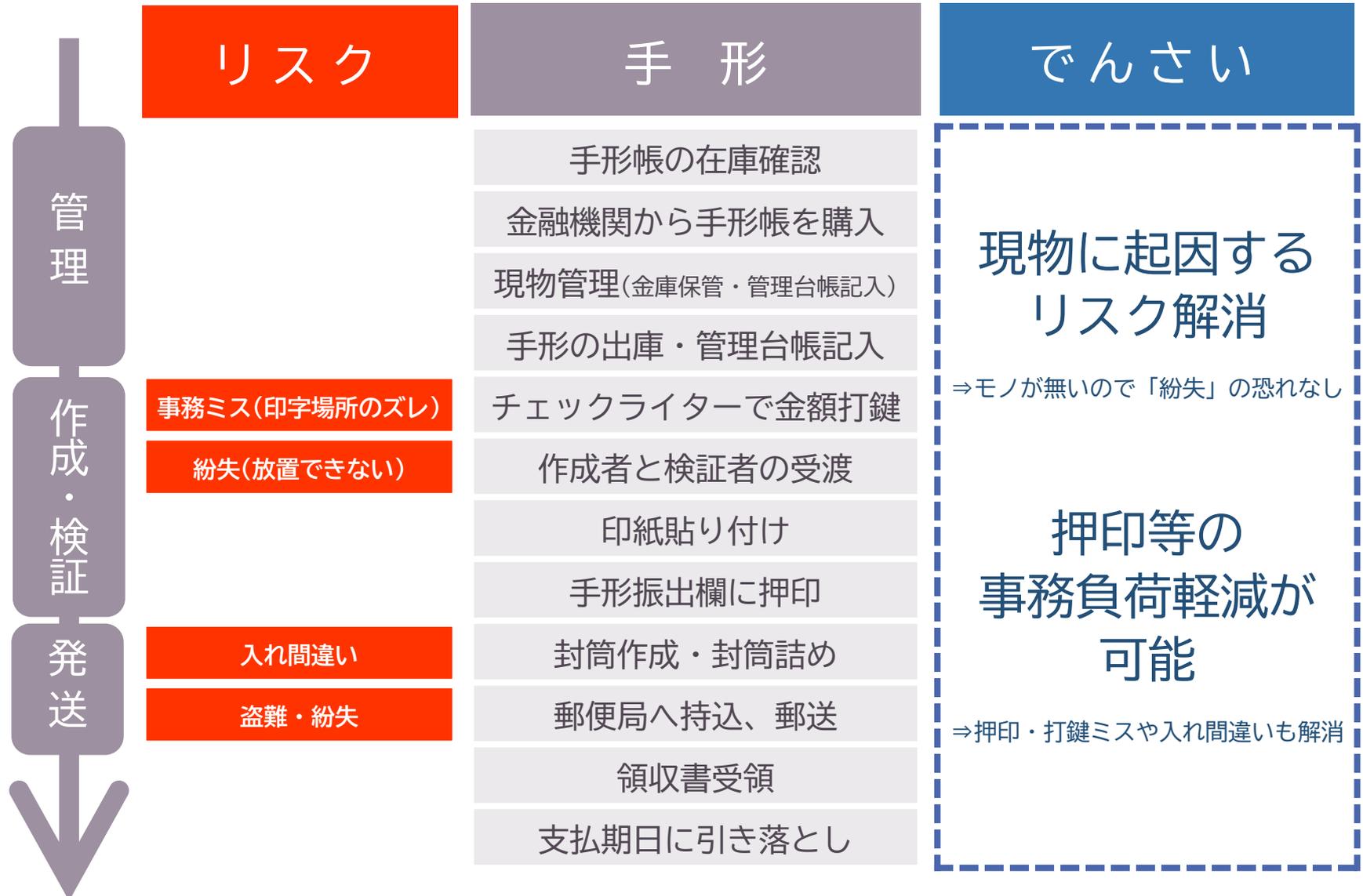
- 「でんさい」と「手形」の取引(支払・受取)が併存した場合であっても、トータルの事務負担は軽減されます。

手形と比べ事務負担が大幅に軽減されるため
一部切替でも事務負担は増加しない



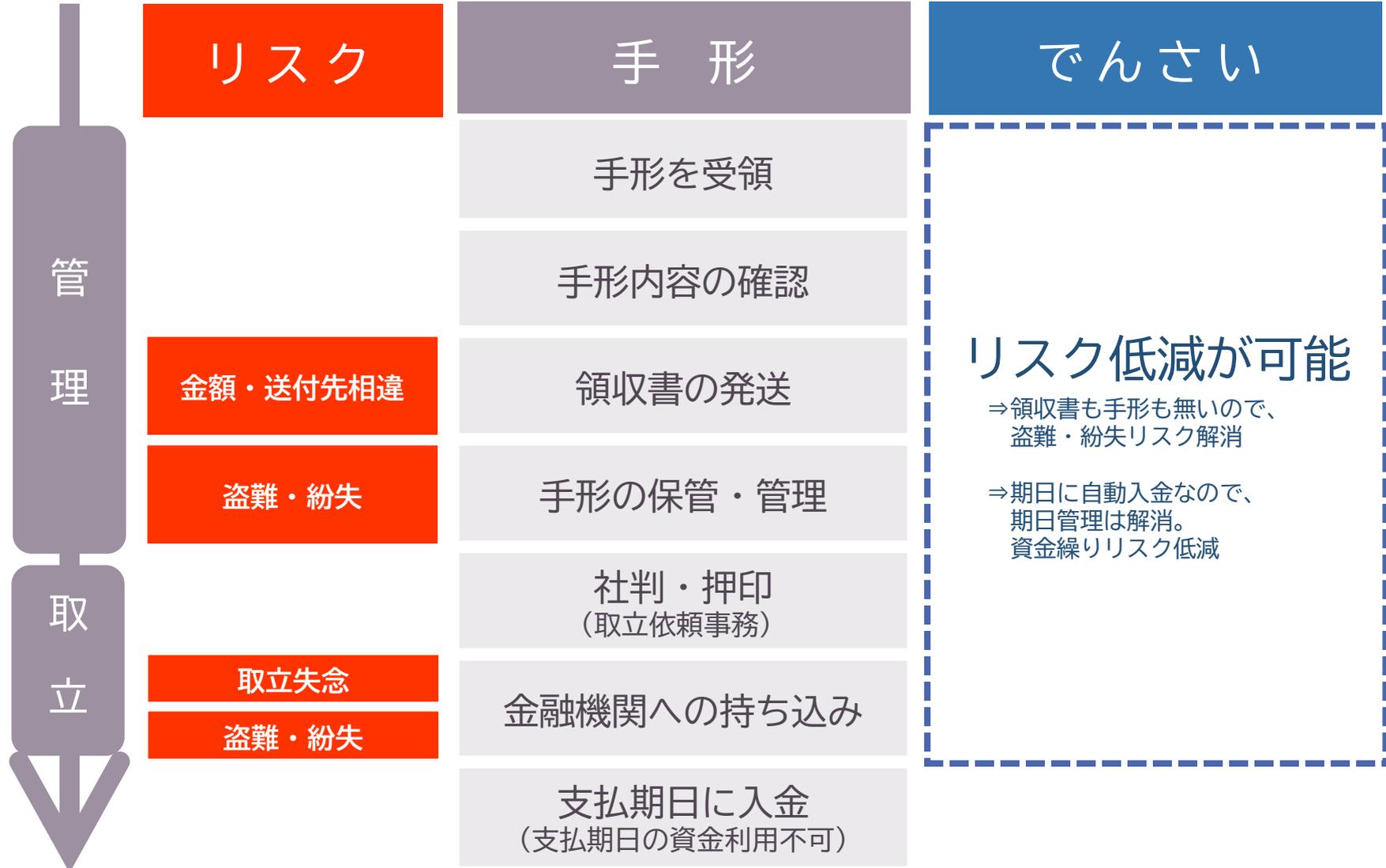
メリット(③リスク低減：支払企業)

支払企業の事務の流れ



メリット(③リスク低減：受取企業)

受取企業の事務の流れ



でんさいの安全対策

制度面	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関において、犯罪収益移転防止法にもとづく取引時確認(本人確認)を実施。 詐取等が生じた場合に、記録された取引内容から相手先や流通経路を追跡可能。
運用面	<ul style="list-style-type: none"> 「でんさい」を振出(発生)または譲渡してから口座間送金決済が行われるまで、一定の期間を要する(資金を即時に持ち逃げすることはできない)。 「でんさい」の振出(発生)または譲渡等の結果は、電子メール等で事前に通知される(資金決済される前に確認・停止することが可能)。
システム面	<ul style="list-style-type: none"> 公益財団法人金融情報システムセンターが策定した、「金融機関等コンピュータシステム安全対策基準」に準拠して、システム(記録原簿)を構築・運営。
災害対策	<ul style="list-style-type: none"> 災害等が発生した場合には、バックアップセンター(システム)で業務を継続。

※お客様におけるセキュリティ対策(ウイルス対策ソフトの導入等)も重要です。

Point

でんさいは、取引先・金融機関・郵便局等に行かずに、**テレワークでも利用が可能です。**

3 メリット(④資金繰り円滑化)

- 支払期日に入金が完了しますので、入金時点から資金利用が可能です。
- 支払期日前に割引・担保として活用することが可能です。
※金融機関で、取扱可否・審査基準・所要時間等が異なります。
- 必要な資金の分だけ分割して資金化することが可能です。

例) 資金繰りのため、700万円のでんさいの内300万円を分割・譲渡記録(割引)するケース



【お客様】

【でんさい情報(親債権)】

- ・記録番号: 001.....
- ・債権金額: 7,000,000円
⇒ 4,000,000円
- ・支払期日: 20XX年10月31日
- ・債務者情報: X社
- ・債権者情報: A社(お客様)

取引金融機関への分割・譲渡記録により、
債権金額が700万円から400万円に



新たに記録番号が採番され、300万円の
債権として取引金融機関に譲渡され資金化(割引)

【でんさい情報(子債権)】

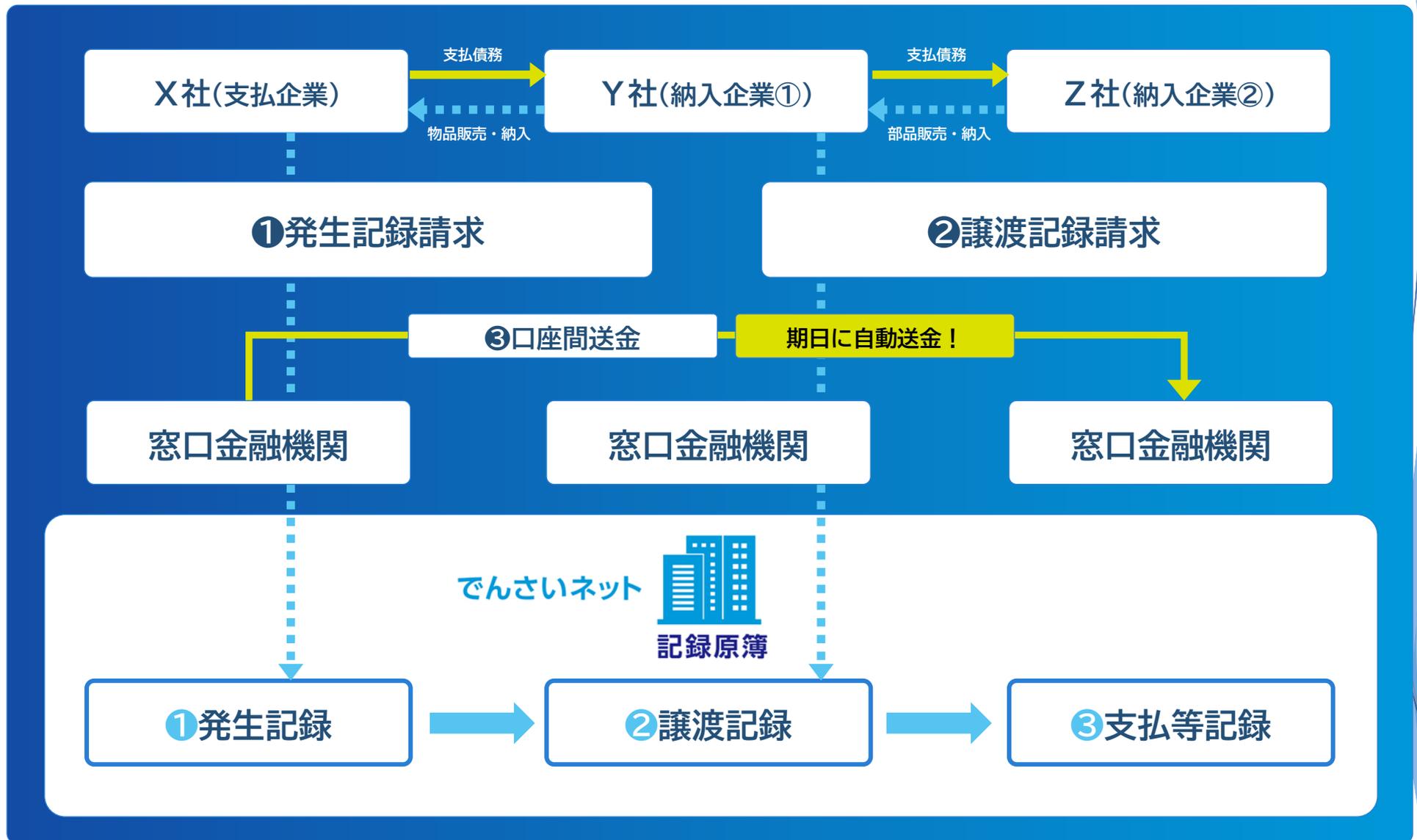
- ・記録番号: 002.....
- ・債権金額: 3,000,000円
- ・支払期日: 20XX年10月31日
- ・債務者情報: X社
- ・債権者情報: 取引金融機関
- ・保証人情報: A社(お客様)



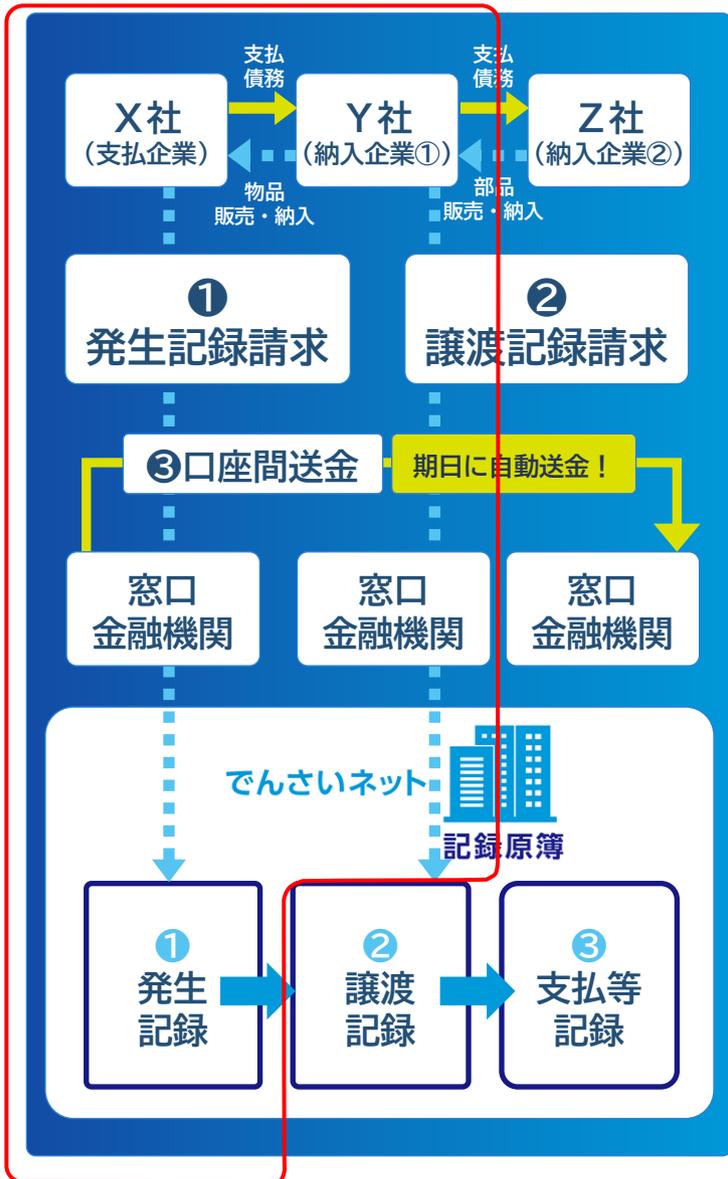
【取引金融機関】

4

取引方法



取引方法(①発生記録請求(手形振出に相当))



(債務者請求方式)

支払企業/X社 (債務者)

インターネットバンキング等を利用して、支払情報(債権金額・支払期日等)を入力(請求)。事務負担を平準化するため、発生記録日(振出日)の1か月前から予約請求が可能(予約期間中は取消可能)。

納入企業①/Y社 (債権者)

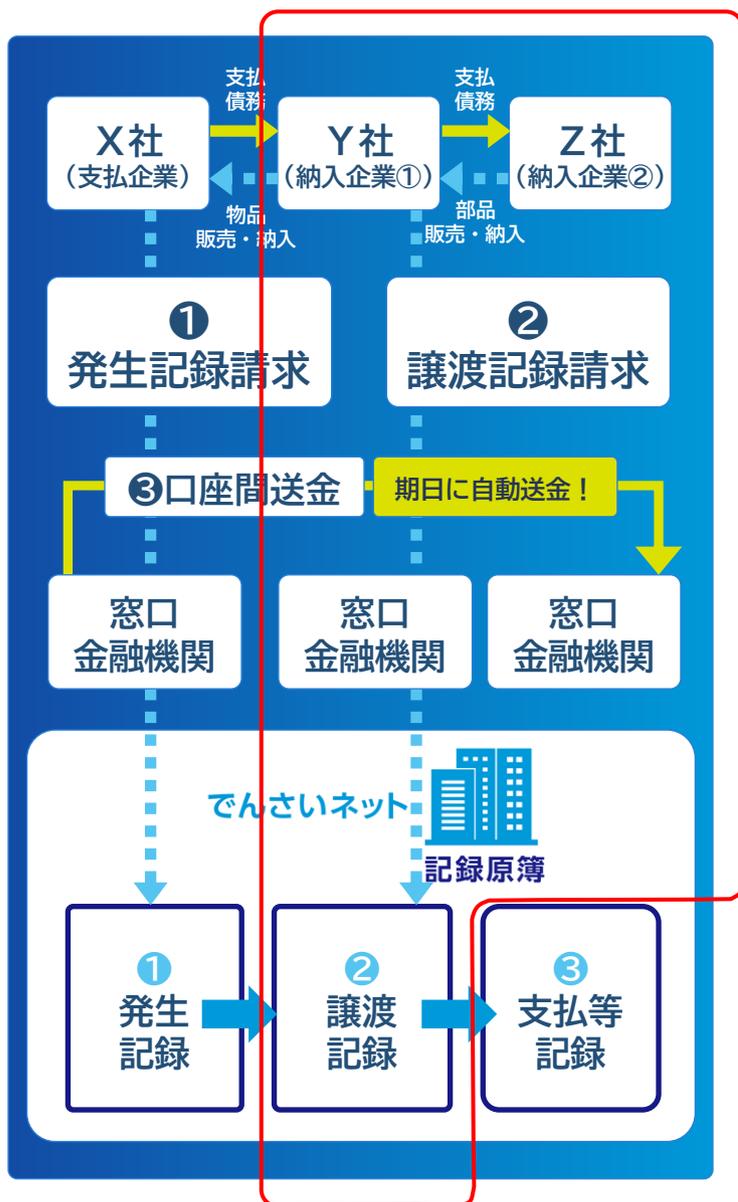
発生記録の結果通知(電子メール)を受け、インターネットバンキング等を利用して「でんさい」の内容(債権金額・支払期日等)を確認。

手形とでんさいの用語比較

手形	でんさい	でんさいの詳細
手形金額	債権金額	1万円以上100億円未満(日本円のみ)
振出日	発生記録日	発生記録の効力が生じる年月日
支払期日	支払期日	発生記録日の7営業日後から10年後
振出人	債務者情報	利用者番号、決済口座情報
受取人	債権者情報	利用者番号、決済口座情報

「でんさい」には、納入企業(債権者)が発生記録請求を行い、支払企業(債務者)の承諾を得る「債権者請求方式」もあります。

取引方法(②譲渡記録請求(手形裏書譲渡に相当))



納入企業①/ Y社 (譲渡人)

インターネットバンキング等を利用して、
譲渡情報(譲渡日・譲渡先情報等)を入力(請求)。

Point 必要な金額を分割して譲渡することが可能
(手形の分割振出が不要になる)。

譲渡記録には、譲渡人の保証がセットされる。
(支払遅滞が生じた場合に遡求義務を負う)。

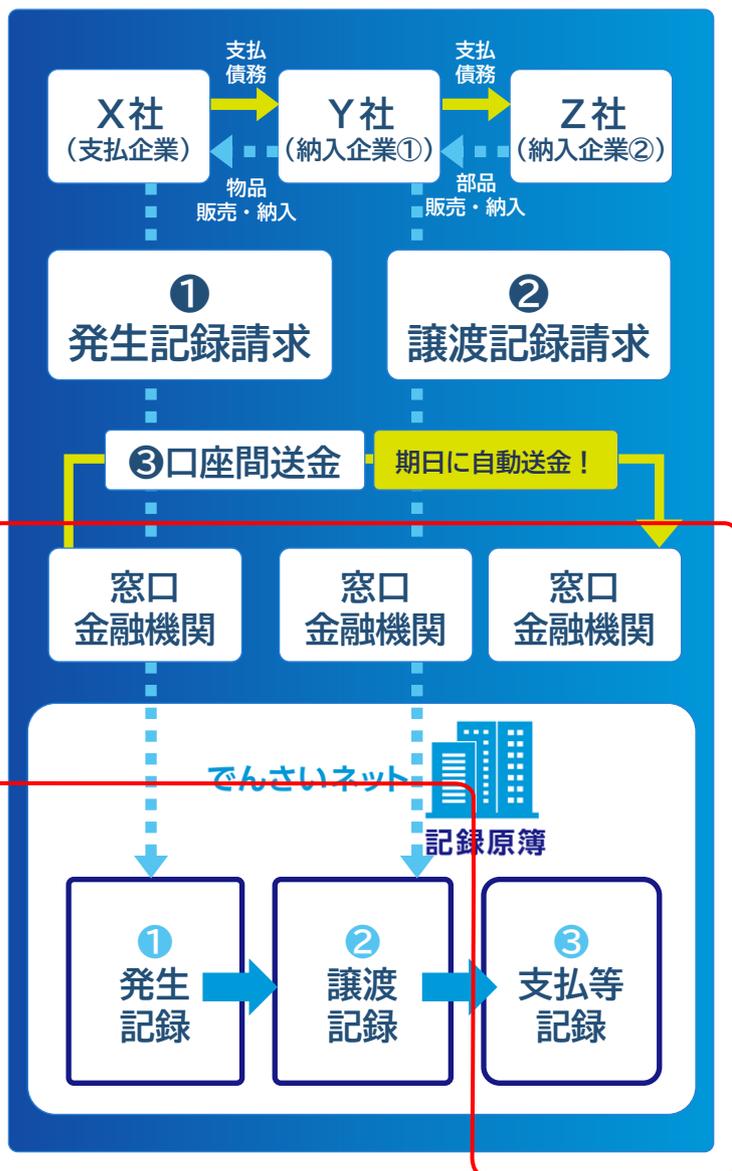
納入企業②/ Z社 (譲受人)

譲渡記録の結果通知(電子メール)を受け、インターネットバンキング等
を利用して「でんさい」の譲受内容(債権金額・支払期日等)を確認。

手形とでんさいの用語比較

手形	でんさい	でんさいの詳細
裏書日	譲渡記録日	支払期日の7営業日前以前の日
裏書人	譲渡人情報	利用者番号、決済口座情報 ※譲渡人と保証人は同一人
	保証人情報	
被裏書人	譲受人情報	利用者番号、決済口座情報
—	分割金額	分割する金額(分割譲渡する際に入力)

取引方法(③口座間決済(手形取立に相当))



支払企業/X社 (債務者)

支払期日までに決済口座に決済資金を準備(入金)。

納入企業②/Z社 (譲受人/債権者)

決済口座に「でんさい」の決済資金が入金されていることを確認。

手形とでんさいの用語比較

手形	でんさい	でんさいの詳細
—	支払等記録日	支払等記録が記録された年月日
—	支払金額	支払金額(債権金額)
—	支払者情報	利用者番号、決済口座情報
—	被支払者情報	利用者番号、決済口座情報
—	債務消滅原因	口座間送金決済

参考(手形とでんさいの用語比較)

でんさいの記録内容は、手形に類似しています。

手形	「でんさい」の主な記録内容	
① 手形番号	記録番号	個別の「でんさい」に採番される20桁の英数字
② 手形金額	債権金額	1万円以上100億円未満（日本円のみ）※
③ 支払期日	支払期日	発生記録日の7営業日後から10年後応当日※
④ 振出日	発生記録日	発生記録の効力が生じる年月日
⑤ 振出人	債務者情報	利用者番号、名称、住所、決済口座情報
⑥ 受取人	債権者情報	利用者番号、名称、住所、決済口座情報
⑦ 裏書日	譲渡記録日	支払期日の7営業日前以前の日
⑧ 裏書人	譲渡人情報	利用者番号、名称、住所
	保証人情報	利用者番号、名称、住所（譲渡人と同じ）
⑨ 被裏書人	譲受人情報	利用者番号、名称、住所、決済口座情報
-	支払等記録日	支払等記録が記録された年月日
-	支払者情報	利用者番号、名称、住所
-	被支払者情報	利用者番号、名称、住所

参考(でんさい関連用語について①)

- でんさいを利用するときの用語をまとめています。
- 後ほど、資料を見直す際にご利用ください。

でんさいの用語	説明
債務者請求方式	債務者請求方式は、電子記録義務者（発生記録においては債務者）となる利用者が発生記録等を記録請求する方式です。
債権者請求方式	債権者請求方式とは、電子記録権利者（発生記録においては債権者）である利用者が発生記録等を記録請求する方式です。この方式では、5営業日以内に、電子記録義務者（発生記録においては債務者）が「でんさい」の発生記録について承諾しなければその請求が効力を失います。
譲渡記録	譲渡記録とは、利用者が「でんさい」を第三者に譲渡するためにする記録です。譲渡記録は、譲渡する旨および譲渡人と譲受人の情報等の必要な事項を記録原簿に記録したときに効力が発生します。なお、譲渡記録には、原則として、譲渡保証記録が付されます。
分割譲渡記録	分割・譲渡記録とは、「でんさい」の債権金額の一部を分割記録したうえで譲渡記録をするためにする記録です。利用者は、分割記録の請求と譲渡記録の請求を併せて行います。なお、1回の分割・譲渡記録で分割できる「でんさい」は1つであり、1つの「でんさい」を複数の相手先に譲渡する場合は、相手先の分だけ分割・譲渡記録を行う必要があります。
変更記録（債権内容）	変更記録（債権内容）とは、「でんさい」の支払期日・債権金額等を変更するためにする記録です。債権内容の変更には、「でんさい」の相手方の承諾を得る必要があります。また、複数の利害関係者がいる場合には、全員の承諾を書面で得る必要があります。

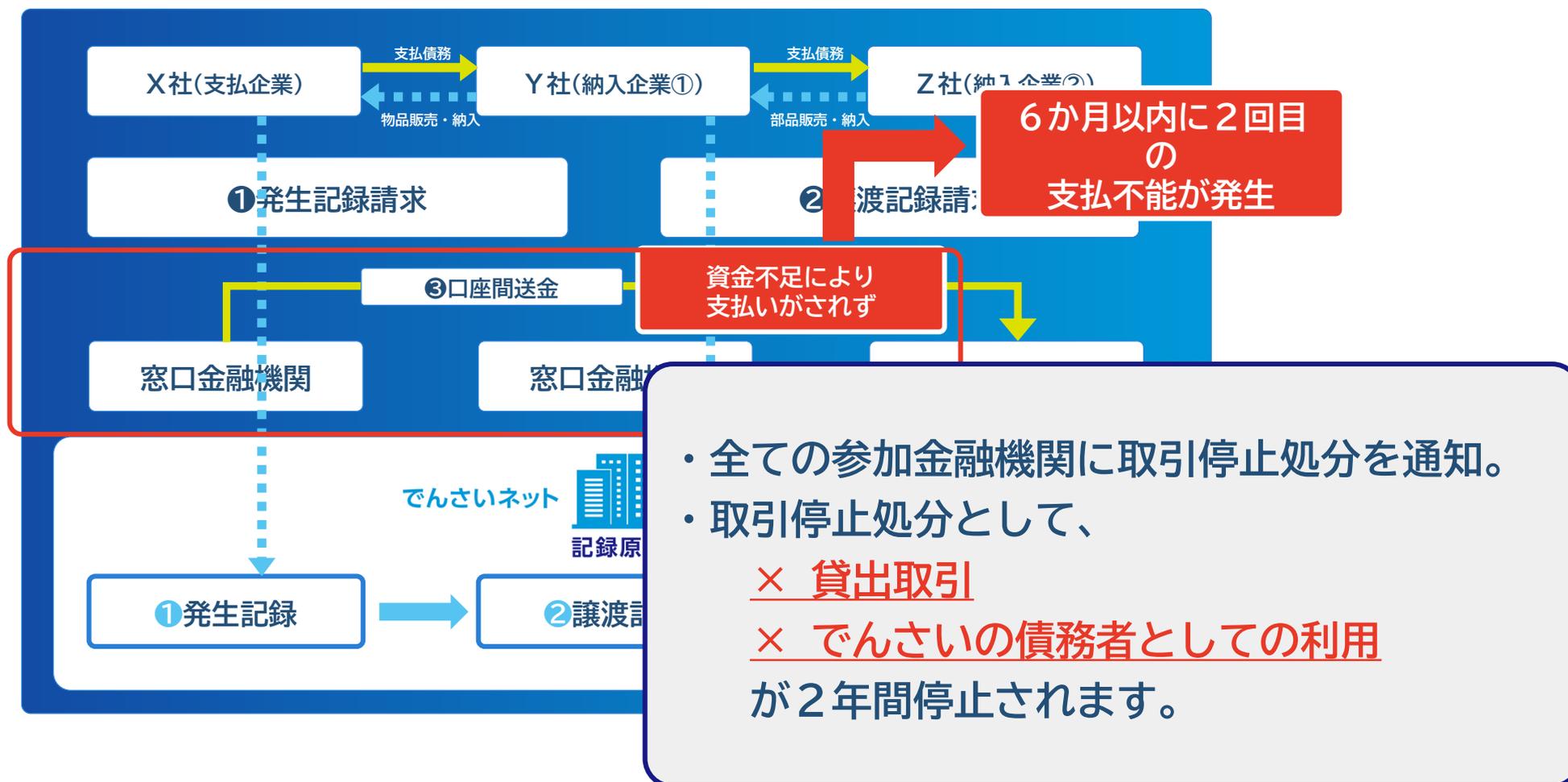
参考(でんさい関連用語について②)

でんさいの用語	説明
開示 (特例開示)	「特例開示」とは、利用者が、窓口金融機関を通じて、でんさいネット所定の様式で、通常開示の対象外となる利用者または「でんさい」の内容および記録請求に当たり提供した情報の開示を請求し、これを開示することです。
開示 (残高の開示：都度発行)	「都度発行方式」は、過去の基準日（請求日よりも前の日付）の残高証明書を発行するサービスです。
開示 (残高の開示：定例発行)	「定例発行方式」は、お客さまが指定する定期的な基準日（例：毎年3月末日等）の残高証明書を発行するサービスです。ただし、過去の基準日（請求日よりも前の日付）の残高証明書を発行することはできません。
入金	支払期日に、債務者の決済口座から債権者の決済口座に決済資金が自動的に入金されることです。
支払等記録	<p>(口座間送金決済による支払等記録) 口座間送金決済による支払等記録とは、口座間送金決済により「でんさい」の決済が完了したことを記録することです。なお、同記録は支払期日の2営業日後の夜間に自動的に行われます。</p> <p>(口座間送金決済以外による支払等記録) 口座間送金決済以外の方法で決済した場合は、自動的に記録されないため支払等記録請求が必要となります。支払期日前に口座間送金決済以外の方法で支払を受けた場合は、次の2通りの方法で支払等記録を行う必要があります。</p> <p>①支払期日の3営業日前までに債権者が単独で支払等記録請求を行います。</p> <p>②支払期日の7銀行営業日前までに支払者が支払等記録を行い、3銀行営業日前までに債権者の承諾を得て、支払等記録を成立させます。</p> <p>なお、上記請求期間に間に合わない場合、債務者（債権者の事前承諾が必要）また債権者から口座間送金決済中止を依頼する必要があります。</p>

でんさいに関連する用語を検索できる「用語集」については、でんさいネットウェブサイトから検索することが可能です。



口座間送金決済以外で支払等記録が必要になる場合
 ⇒主に支払不能の場合
 「よくある質問」から検索することが可能です。



※支払不能が生じた旨は、支払期日の3営業日後に通知されます。

(支払期日に口座間送金決済がされなかった時点(支払不能通知前)で、支払履行遅滞となります。)

※債権者が、支払を猶予した場合でも、その旨を事前に取り引金融機関に届け出ないと、支払不能となります。

6 でんさいの利用までの流れ

- でんさいは支払利用、受取利用ともに簡単な4ステップで利用可能です。

でんさい利用までの主な流れ



※具体的な対応事項等は支払向け/受取向けセミナーでご紹介いたします。

でんさいを検討する主なきっかけ

Point

- ① 全面的な電子化の報道等を踏まえ、社内で導入の指示があった
- ② 取引先/取引金融機関からでんさいへの切替案内があった

7

利活用(請求者Ref. No)

- でんさいの発生・譲渡時には、請求者Ref. Noとして、任意の英数字（40桁）を入力することが可能です。
- 請求書番号などを入力することで、何の支払であるかの確認が容易になります。

〈債務者（支払企業）から債権者（受取企業）へ送るでんさい情報のイメージ〉



X社
(債務者)

債権金額	10,000,000円
支払期日	20xx年9月30日
債務者情報	X社
債権者情報	Y社
Ref. No	40桁の英数字（任意） →請求書番号などを入力



Y社
(債権者)

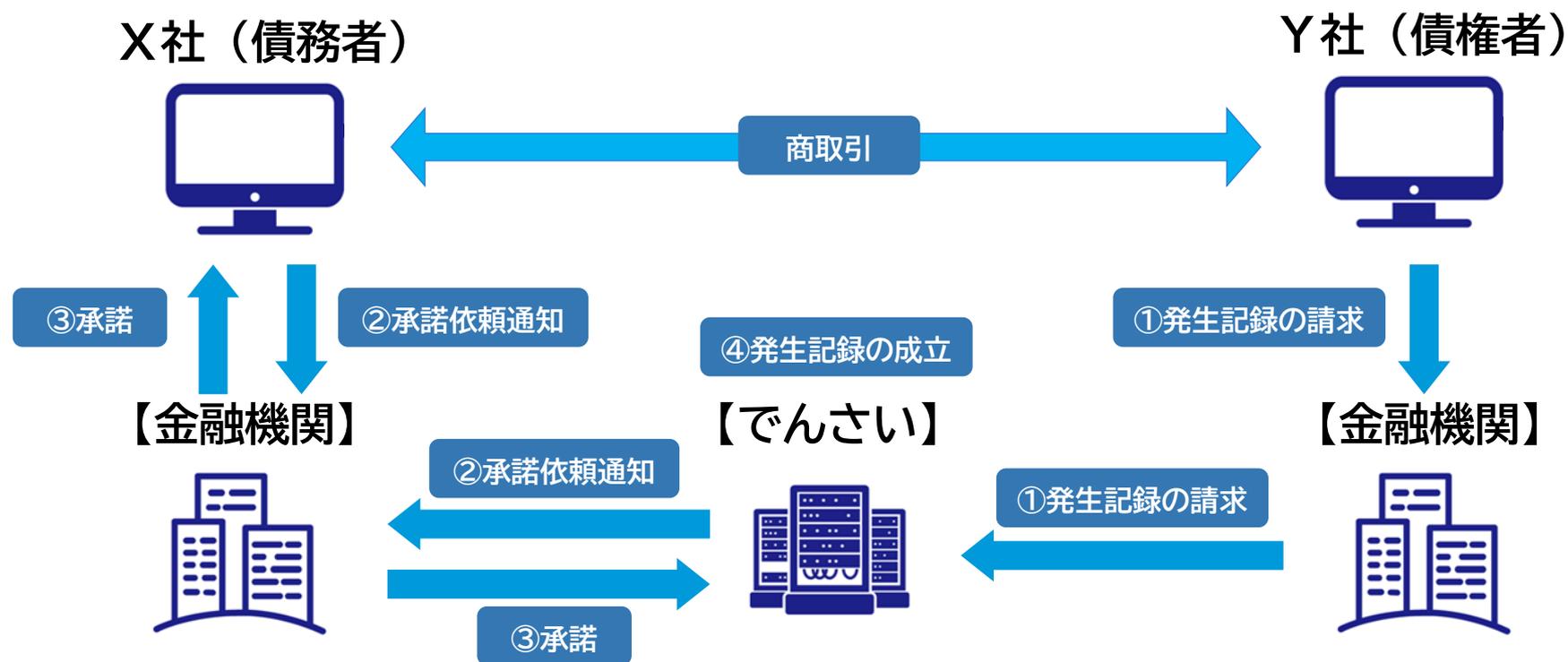
- ・ Y社（債権者）は、請求書番号が付随していることで、消込が効率化できます。
また、複数の商取引（請求書）を1つのでんさいで発生させた場合でも消込に迷いません。
- ・ X社（債務者）も、どの商取引の支払かあとから簡単に確認できます。

7

利活用(債権者請求方式)

- 債権者請求方式とは、でんさいの発生記録請求を、債権者が請求し、債務者が承諾する方式です。

〈債権者請求方式の取引イメージ〉

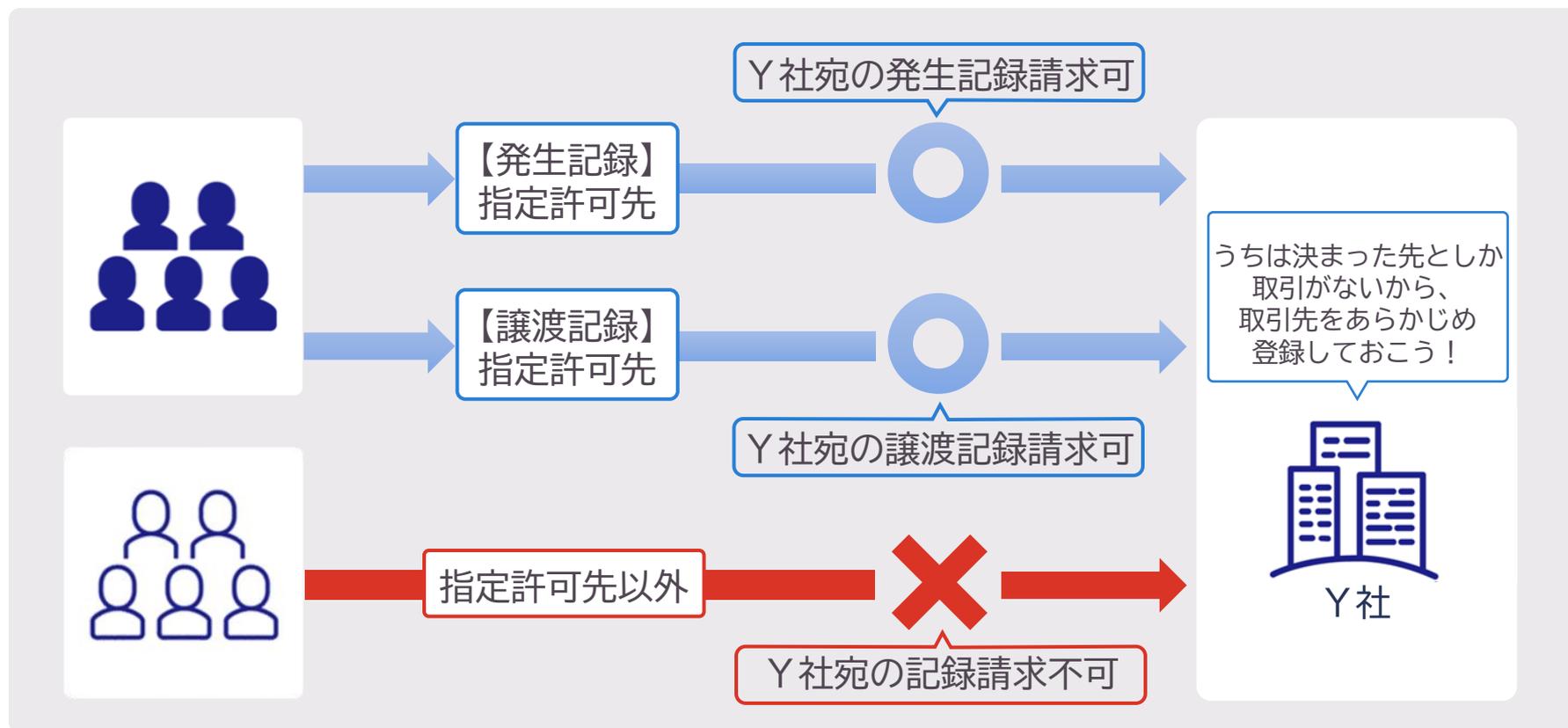


否認または未承諾で5銀行営業日経過⇒発生記録不成立

- ・ 支払企業 (X社、債務者) は、でんさいの発生忘れの防止ができます。
- ・ 受取企業 (Y社、債権者) は、自らでんさいの発生を管理できるため、消込負担がなくなります。

利活用(指定許可機能)

- 記録請求を受ける相手方を限定するため、「指定許可機能」があります。この機能により、取引先以外からの誤請求を防止することができます。



※金融機関により取扱可否が異なります。利用にあたっては、事前に「指定許可先」を登録しておく必要があります。

株式会社〇〇社 様
 【利用者番号】123456789

電子記録債権に係る残高証明書

株式会社全銀電子債権ネットワーク 

貴社を電子記録債権に係る当事者、株式会社全銀電子債権ネットワークを電子債権記録機関とする、「でんさい」の金額(残高)および件数は下記のとおりです。
 なお、本残高証明書は、でんさいネットシステムの記録原簿に記載されている、「でんさい」の残高および件数を証明するものです。本残高証明書に掲載される残高および件数の留意事項につきましては、裏面「電子記録債権に係る残高証明書に関する留意事項」をご参照ください。

記

1. 基準日
 2016年12月31日

2. 残高証明の対象となる決済口座
 A銀行B支店
 当座 0011223

注)一つの利用契約に複数の決済口座が登録されている場合でも、一つの決済口座情報のみ掲載しています(次ページ以降についても同様となります)。

3. 残 高

(1)債権残高	件数合計	2件
	残高合計	300,000,000円
(2)債務残高	件数合計	1件
	残高合計	200,000,000円
(3)電子記録保証残高	件数合計	1件
	残高合計	100,000,000円
(4)特別求償権残高	件数合計	1件
	残高合計	50,000,000円
(5)求償権残高	件数合計	0件
	残高合計	0円

以 上

- 「残高証明書」を利用することで、**基準日の残高確認が容易**となります。
- 「残高証明書」には、基準日時点でお客様が債権者・債務者等として記録されている**「でんさい」の合計件数・金額等**を掲載しています。
- 「残高証明書」の申込みは**取引金融機関に直接申込む必要**がございます。

※手形の場合、振出分について手形帳の控えを集計し、受取分については取立手形の残高証明書を取得する必要があります。
 ※残高証明書の発行に係る手数料は金融機関によって異なります。弊社が設定しているものではありませんので、詳しくはお取引金融機関にお問い合わせください。

参考(でんさいの機能・サービスの改善)

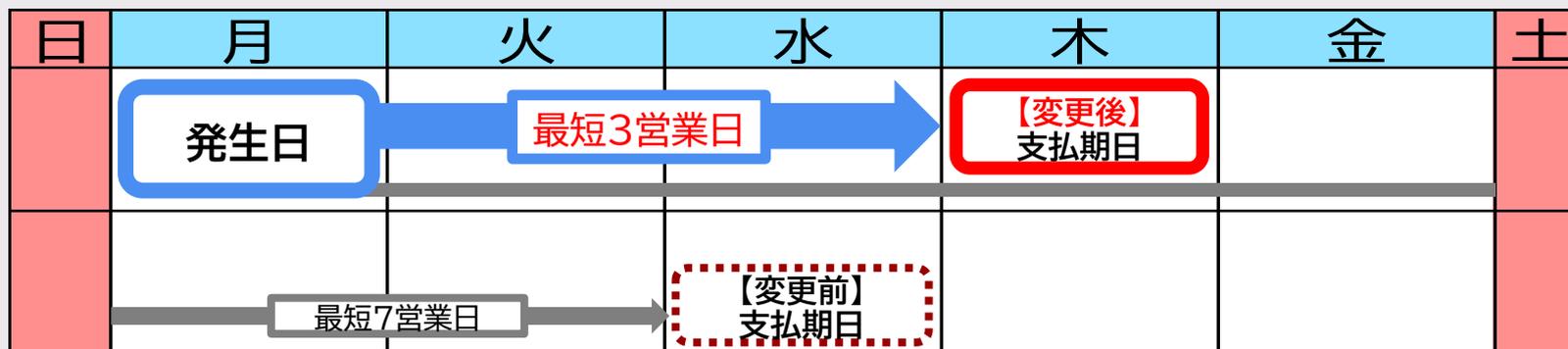
- 手形・小切手機能の全面的な電子化に向け、約束手形等と同等以上の商品性を確保する観点から、2つの機能改善を行う予定です。
- リリース予定日： **2023年1月10日**

1. 債権金額の下限引き下げ

- でんさいの債権金額下限を1万円から **1円**に引き下げます。

2. 発生日（譲渡日）から支払期日の短縮

- でんさいの発生日（譲渡日）から支払期日までの期間を最短7銀行営業日から **最短3銀行営業日**に短縮します。（変更前期間：➡ 変更後期間：➡）



※債権者請求方式による発生日記録請求について、これまでどおり発生日から支払期日までの期間は最短7営業日となります。

2つの機能改善

Point

上記改善によって、**少額・短期**でのでんさいの利用が可能に！

参考(紙の手形・小切手からでんさいへの移行)

- でんさいの2つの機能改善によって、以下のような少額・短期の紙の手形等を利用している事業者におかれては、でんさいへ移行することが容易になります。

1万円未満の紙の手形等を取引先に振り出していて、でんさいへの移行ができない

①でんさいの債権金額下限の引き下げ

でんさいの債権金額下限を1万円から1円に引き下げることによって、**少額の取引**でもでんさいに移行することが可能になります。

15日締め当月末払いなど、短期の手形等を取引先に振り出しており、でんさいへの移行が難しい

②発生日(譲渡日)から支払期日の期間短縮

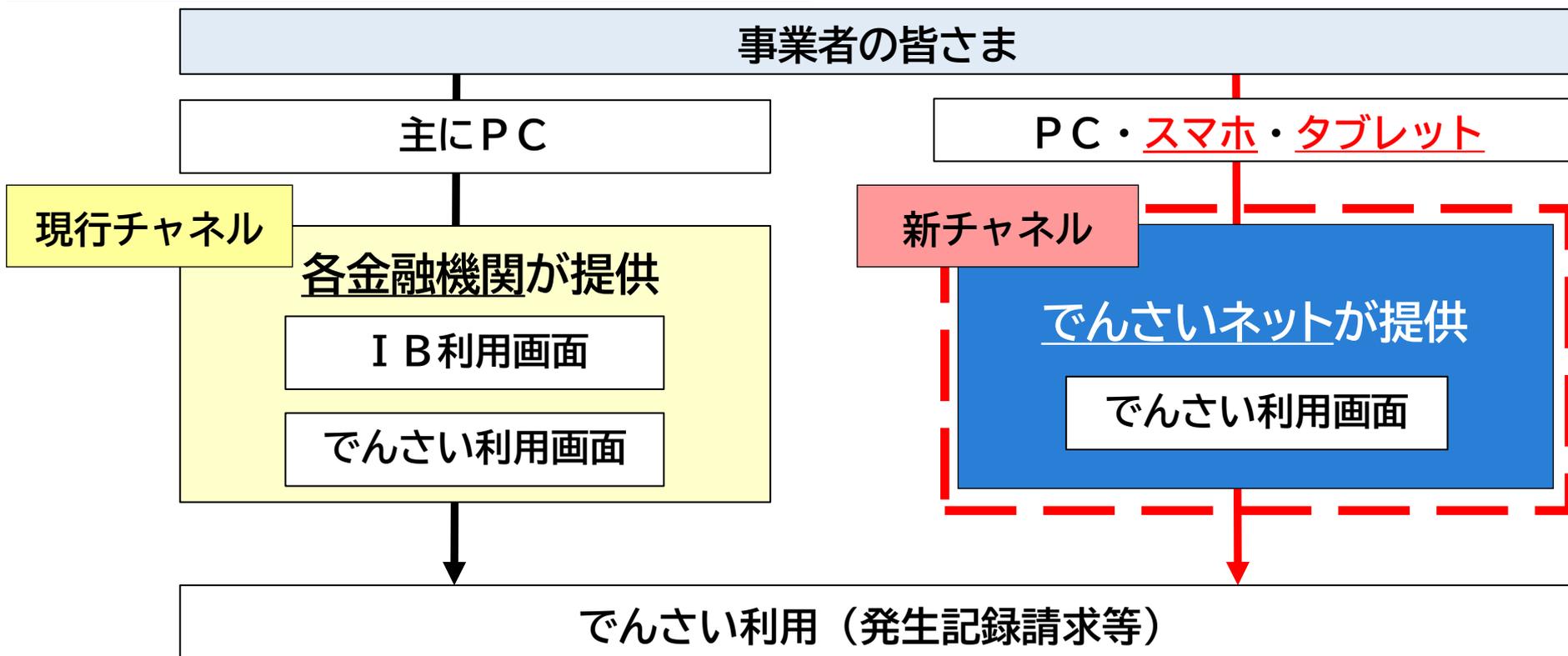
でんさいの発生日(譲渡日)から支払期日までの期間を最短7銀行営業日から最短3銀行営業日に短縮することで、**短期の取引**でもでんさいに移行することが可能になります。

参考(でんさいの新たな利用チャネル①)

- 手形利用中のでんさいへ移行を踏み切れていない事業者の悩みとして「取引先がIB※を契約していない」「ITサービス全般に抵抗がある」等が挙げられます。
- でんさいネットは、**IB契約を前提としない新たな利用チャネルを構築する方針を決定**。新たな利用チャネルは、**スマホ等からでんさいネットが提供するサービスに直接アクセス**し、でんさいのサービスを利用することが可能になります。

※インターネットバンキング

新たな利用チャネルのサービスイメージ図



参考(でんさいの新たな利用チャネル②)

■ 現行チャネルと新たな利用チャネルの対照表

現行チャネル		新チャネル
金融機関	でんさい利用申込先	金融機関※
(原則)必要	IB契約	不要
主にパソコン	使用デバイス	パソコン・スマホ・タブレット
各金融機関提供	利用画面	でんさいネット提供

※新たな利用チャネルの場合も利用申込や資金決済は取引金融機関で行います。

このような方にオススメ



自社でIB契約を結んでいないため、でんさいを利用できない

新たな利用チャネルは、IB契約を前提とせずでんさいネットが提供する利用画面に直接アクセスして利用いただけます。



パソコンを使ったITサービス全般に不安

新たな利用チャネルは、スマホ等で操作でき、利用画面は手形の利用イメージに近いものとするほか、ご提供する機能・サービスを簡易にいたします。

新たな利用チャネルは、**2024年中の提供開始を予定**しています。

具体的な内容が確定次第、当会社ウェブサイトやセミナー等で随時公表予定です。

参考(でんさいネットSNSについて)

- でんさいネットSNS (Twitter, YouTube) を通じて、でんさいの基本的な仕組み、ウェブサイト情報やオンラインセミナー動画を発信

でんさいネット公式Twitter

アクセス方法	プロフィール画面	二次元コード
(@densai_net)をTwitterで検索!		

【Twitter】

- ・ 基本的な仕組み
- ・ 便利なコンテンツ
- ・ 利用手順 etc… を発信中!

でんさいネット公式YouTube

アクセス方法	プロフィール画面	二次元コード
「でんさいネット」をYouTubeで検索!		

フォローを募集中!
セミナー視聴後はぜひ
Twitterのフォローをお願いします

【YouTube】

でんさい導入・拡大に
役立つ情報を動画で発信中!

参考(お取引先でんさい利用状況検索サービス)

お取引先でんさい利用状況検索サービス

- 企業のでんさいの契約有無を確認できるコンテンツ。
- でんさいの新規導入や取引拡大に当たり、あらかじめ取引先のでんさい利用状況を確認できるため、でんさいへの移行に係る社内検討が進めやすくなります。

(「お取引先でんさい利用状況検索サービス」ページ)

お取引先でんさい利用状況検索サービス

1 2 3

「お取引先でんさい利用状況検索サービス」ではお取引先がでんさいをご利用しているかどうかを検索できます。

法人名称

法人名 (部分一致) 法人名カナ (前方一致)

全角100文字以内

登記住所

市区町村 郵便番号

都道府県 選択してください 市区町村 先に都道府県を選択してください

検索する

【利用手順】 無料

- ① 利用規約に同意する。
- ② 法人名称を入力し登記住所（都道府県、市区町村）を選択する。
- ③ でんさいの契約があれば、法人名、法人名カナ、郵便番号、登記住所が表示される※。

※個人事業者および検索対象からの除外をでんさいネットに申し出ている法人は検索の対象外となる

参考(よくあるご質問)

■ 当会社コールセンターに寄せられたご質問と回答です。

取引先から「でんさい」と
「でんさいファクタリングサー
ビス」を選ぶよう案内状がきた。
両者の違いは何ですか？

「でんさい」の仕組みは本セミナーでご説明したとおりですが、「でんさいファクタリングサービス」については弊社商品ではないことから、案内状に記載されている先へお問い合わせをお願いいたします。

手形からでんさいへ切り替えたとき、どれだけコストメリットが出るかわからない。

でんさいネットウェブサイトには、コストメリットの試算をできるページを2種類（かんたん版、しっかり版）ご用意しております。ぜひご活用ください。

取引先にでんさいの導入を勧めたいが、説明に自信がない。

取引先を集めた説明会で、でんさいネット職員がでんさいの概要等をわかりやすく説明する「Web説明会」を実施しております。ぜひお問い合わせください。